

令和7年度第1回一関市空家等対策協議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度第1回一関市空家等対策協議会
- 2 開催日時 令和7年7月14日（月）午後2時から午後3時40分まで
- 3 開催場所 一関市役所 特別会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 石川隆明会長代理、桑原尚子委員、水谷みさえ委員、岩渕浩委員、小野寺規夫委員、加藤勝彦委員、熊谷喜之委員、小岩邦弘委員、千葉康弥委員、及川治雄委員、菅原稔委員
 - (2) 事務局 宮野剛輔生活環境課長、熊谷香織生活環境課長補佐兼市民生活係長、小野寺裕太郎生活環境課主任主事、佐藤晋一生活環境課空家調査員、松谷俊克交流推進課長補佐兼移住定住係長、松尾美沙樹交流推進課地域おこし協力隊、本城秋良都市整備課主任技師

5 議 題

- (1) 令和6年度実績及び令和7年度計画について
- (2) 次期一関市空家等対策計画の策定について
- (3) 空家等の解体に係る補助制度の検討について

6 公開、非公開の別 協議(1)公開、協議(2)及び(3)非公開

7 傍聴者 2人（うち報道機関2人）

8 石川会長代理挨拶

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、空家等対策協議会委員をお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。

空家が全国的な社会問題となっているのはご承知のとおりだが、その原因はやはり人口減少に行き着くところがあると考えている。

人口減少は様々な分野で大きな影響があり、10～20年前には行政が個人の財産について議論することはなかったのではないかと思います。

古い感覚や従来までの考え方に捉われないようにしなければ、これからの社会を回していくことは立ち行かない時代になってきている。

当市における課題について、多くの方々から賛同を得られるような対処策を皆様と一緒に検討していきたいので、よろしくようお願い申し上げます。

9 協議内容

(1) 令和6年度実績及び令和7年度計画について

事務局が資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 この協議会における空家の定義とは何か。

事務局 国土交通省では、一般的に1年以上使用されていない建物を空家と定義しており、当市でも同様に考えている。

例えば、定期的に使用する別荘であったり、お盆や正月だけ使用したりする家は空家には含まれないことがある。

委員 自治会の方々や行政区長会で話題になることだが、空家の敷地内に入ることにについて、自治会内にある空家とはいえ、知らない人から見ると泥棒が入っているように見えてしまう。

また、敷地内の草刈がされていないことで鳥獣被害が増え、敷地内が荒れていることについて非常に悩んでいる。

自治会で草刈りなどをボランティアで行いたいが、敷地内に入っているのかが分からないため、どのように対応すればよいか伺いたい。

事務局 空家の敷地内の草が繁茂しているという相談は多いが、空家の敷地内に入ることは不法侵入となる可能性があり、市での現地確認の際にも敷地内には入らないように確認している。

自治会の方々は、草が繁茂している空家があれば市に情報提供をいただきたい。

情報提供をいただき次第、市で現地確認をして、適正管理がなされていないことが確認できれば、所有者に対して適正管理を依頼することができる。

所有者が何も対応しないこともあり得るが、敷地内に入ることも許可をもらえれば、自治会の方々が草刈りをしようとしたときに入ることができる。

委員 調査を行ったものの所有者が判明しなかった空家はあるのか。

事務局 調査を行って所有者が判明しなかったことはほとんどない。

ただし、所有者を調査したところ、亡くなった方の名義ということはよくある。

そのようなときには、その方の戸籍情報を取得し、相続人を一通り調査したうえで、相続人の方々に対して通知を発出している。

委員 登記簿を調べても相続放棄がされているかはわからないため、実際

には相続放棄がされて所有者がいない空家が相当数あると思われる。

所有者が不明な空家について、財産管理人の選任を申立てできる制度があるが、検討はしているのか。

事務局 本日の協議事項(3)の中で協議をさせていただく。

相続放棄されたことを確認した空家は、昨年度把握した中でも3、4件あった。

委員 自治会の中で、相続放棄がされる可能性が高い空家がある。

市外に居住している場合、相続を受けても何もメリットがなく、売却もできずにどうしたらいいのか悩んでいる人が多いと思う。

そのような現実を踏まえて、相続した物件を簡単に売却や賃貸、譲渡ができるようにするなど、国の施策として新たな法律を施行するような機運を高めていかないと、ますます過疎地域で空家が増えていくのではないか。

委員 相続土地国庫帰属制度を活用した件数は市内でいくらか。

事務局 昨年度に市内で1件国庫帰属がされた。

空家所有者は経済的な理由により解体ができないという方が多いため、申請件数が少ないようである。

(2) 次期一関市空家等対策計画の策定について

一関市情報公開条例第7条第5号に該当するため非公開

(3) 空家等の解体に係る補助制度の検討について

一関市情報公開条例第7条第5号に該当するため非公開

10 担当課 市民環境部生活環境課